

# 令和7年度徳島県職員（船員（航海））選考採用試験実施要領

## 1 採用予定人員

1名

## 2 採用予定時期

原則として令和8年4月1日

## 3 職務の内容

漁業取締船及び漁業調査船の運航、漁業取締り、漁業調査等の業務に従事します。

## 4 受験資格

（1）次の①及び②に該当する者

- ① 六級海技士（航海）以上の海技従事者資格及び第二級海上特殊無線技士の資格を有する者又は令和8年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者
- ② 平成元年4月2日以降に生まれた者

（2）次の①から③いずれかに該当する者は、受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

## 5 試験日時、試験会場等

（1）第1次試験

|               | 試験日時                                               | 試験会場                    | 合格発表                                        |
|---------------|----------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------------|
| 筆記<br>・<br>口述 | 令和7年12月7日（日）<br>ア 受付 8時15分～<br>イ 試験 8時45分～<br>12時頃 | 徳島県職員会館<br>徳島市万代町3丁目5-3 | 12月中旬（予定）<br>受験者全員に合否<br>に関わらず文書で<br>通知します。 |

（2）人事委員会等の選考

第1次試験の合格者に対し、後日、人事委員会等の選考を経て採用が決定されます。

## 6 第1次試験の方法及び内容

| 試験種目 | 方法及び内容                                                        |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 論文試験 | 公務員として必要な課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための論文試験を行います。（1時間） |
| 口述試験 | 専門性、人柄等をみるため、個別面接を行います。                                       |

## 7 受験手続

|      |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受付期間 | 令和7年10月17日（金）から令和7年11月19日（水）まで                                                                                                                                                                                                                            |
| 申込方法 | 申込みは、持参による方法と郵送による方法があります。<br>受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。<br>（１）持参による申込み<br>受付期間中の執務日の午前8時30分から午後5時までに徳島県農林水産部農林水産政策課に提出してください。<br>（２）郵送による申込み<br>封筒の表に「船員（航海）申込」と朱書きし、必ず「書留郵便」により徳島県農林水産部農林水産政策課あて送付してください。<br>令和7年11月19日までの消印があるものに限り受け付けます。 |
| 受験票  | 申込者に対して受験票を送付します。<br>令和7年11月26日までに到着しない場合は、徳島県農林水産部農林水産政策課まで電話で連絡ください。                                                                                                                                                                                    |

## 8 提出書類

次の書類を徳島県農林水産部農林水産政策課に提出してください。

- ア 受験申込書（指定様式） 1部
- イ 面接カード（指定様式） 1部
- ウ 履歴書（市販のもので可。写真を貼付すること。） 1通
- エ 海技免状の写し（免許取得者のみ） 1通
- オ 海上特殊無線技士の免許証の写し（免許取得者のみ） 1通
- カ 通常はがき（受験票として使用するため、表面に受験票送付先の郵便番号・住所・氏名を記入し、裏面には何も記入しないでください。）

## 9 給与・赴任旅費

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）（給与条例）等の規定により、月額197、806円（令和7年4月1日現在）を基本として支給され、一定の職歴等がある場合には、加算されることがあります。

このほか諸手当として、給与条例等の規定により、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

また、採用等に伴い住居の移転を行った場合は、条例等の定めに基づく赴任旅費が支給されます。

## 10 問い合わせ先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地（6F）

徳島県農林水産部農林水産政策課（TEL088-621-2392）

メールアドレス：nourinsuisanseisakuka@pref.tokushima.jp